

第4次国見町行財政改革実施計画

【中期計画】

平成21年4月23日

福島県国見町

I 策定目的

「第4次国見町行財政改革前期実施計画(以下「前期計画」という。)」では、平成18年2月策定された「第4次国見町行財政改革大綱」の実現のため、69項目の実施計画を定め、個別に推進を図ることとしました。

しかし、平成20年度からは行政評価システムを導入し、個別の事務事業を広く評価していくこととしました。このため、行政評価の対象となる個別の事務事業については、行財政改革実施計画から行政評価(施策評価、事務事業評価)に移管することとし、集中改革プランに関する項目と全庁的な課題を中間計画として再編することで、引き続き行財政改革に取り組むこととします。

II 計画期間

前期計画の計画期間は、「第4次国見町行財政改革大綱」平成18年度から平成22年度までの5年間でしたが、中間計画は見直しにより平成21年度から平成24年度までの4年間とします。

III 計画内容

実施計画は、大綱における重点項目の趣旨に基づく各推進項目のうち、全庁的な課題や集中改革プランに関する項目を重点的に実施項目として作成したものです。

IV 進行管理

実施計画の進行管理については、定期的を開催する「国見町行財政改革推進本部」において、実施状況等の把握を行い、全庁的に共通認識を図り、その推進に努めます。

また、その結果を「国見町行財政改革推進委員会」に報告し、意見や提言を伺うとともに、ホームページ等を活用し町民に公表します。

V 計画変更

実施計画については、行財政改革の効果的な推進と実効性を高めるため、社会情勢の変化や財政状況の推移等を見定めつつ、必要に応じて実施項目の追加や変更を行います。

VI 緊急対応

本計画に定めのないものであっても、行財政改革の趣旨に則り必要性のある事業が新たに発生した場合には、関係課等と協議し実施するものとします。

Ⅶ 計画体系

1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立

(1) 事務事業の見直し

- 1 行政評価システムの導入 … P 3
- 2 事務事業の民間委託 … P 3
- 4 指定管理者制度の検討 … P 3

(2) 組織機構の見直し

- 1 組織の再編と体制づくり … P 4

(3) 人事管理の見直し

- 1 定員管理の適正化 … P 4
- 2 職員給与の適正化 … P 4
- 3 特殊勤務手当の見直し … P 4
- 4 時間外勤務手当の縮減 … P 5
- 5 給与等状況の公表 … P 5

2. 健全な財政運営の確立

(1) 経費の節減と合理化

- 1 特別会計繰出金の適正化 … P 6
- 2 地方公営企業の経営健全化 … P 6
- 3 補助金等の見直し … P 6

(2) 自主財源の確保

- 2 受益者負担の適正化 … P 7
- 4 公の施設の管理経費の縮減 … P 7

(3) 財政運営の効率化

- 1 財政計画の策定 … P 7
- 2 予算編成手法の見直し … P 8

(4) 公共工事のコスト削減

- 2 入札及び契約の透明性確保 … P 8

3. 開かれた行政と協働のまちづくり

(2) 町民参加システムの確立

- 3 パブリックコメント制度の導入 … P 8

<実施計画の例示>

重点項目	大綱の「Ⅴ 重点項目」							
推進項目	大綱の「Ⅵ 推進項目」(重点項目の趣旨に基づく項目)							
実施項目	推進項目のより具体的な方策							
取組内容	実施項目の具体的な取組内容等							
担当課等	実施項目を所管する課等(関係する課等)							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期計画	※	※	※	※	※		
	中期計画				※	※	※	※
備考								

※調査…他団体の取組事例・法令等の問題点等について基礎的資料を収集し、調査研究を行う。

※検討…課題について、町として具体的な取り組みや方法等を検討する。

※試行…完全実施前に、適正な制度運用を図るため、一部セクションでの試験的な実施、または全体の事業もしくは全体の課題の一部について試験的に実施する。

※実施…実施項目を本格的に実施する。

※継続…既に実施した項目を継続する。

※評価…行政評価の手法により見直しを進める

Ⅷ 実施計画

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(1) 事務事業の見直し							
実施項目	1 行政評価システムの導入							
取組内容	経営的な視点に立脚した効率化の推進や、施策・事業の選択・重点化、アカウンタビリティの向上、職員の意識改革、施策形成能力の向上のための一つ的手段として、行政評価システムを導入する。							
担当課等	総務課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	試行	実施	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(1) 事務事業の見直し							
実施項目	2 事務事業の民間委託							
取組内容	行政運営の効率化、住民サービスの維持向上、さらには地域雇用の拡大・地域経済の活性化を図る観点からも、民間活力に期待すべき事務事業を抽出し、その適否を検討するとともに、適正な管理のもと行政責任を確保し、積極的かつ計画的に民間活力を導入する。							
担当課等	総務課 全課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(1) 事務事業の見直し							
実施項目	4 指定管理者制度の検討							
取組内容	効率的な施設運営に伴う経費の削減と、民間のノウハウを活用した公共施設の効率的利用促進、さらには住民サービスの向上のため、公の施設の管理・運営を議会の議決を受けた事業者が行う指定管理者制度について、現有施設での適用の是非について検討する。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討		
	中期				調査検討	調査検討	調査検討	調査検討
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(2) 組織機構の見直し							
実施項目	1 組織の再編と体制づくり							
取組内容	定員管理の適正化を加味した上で、組織のあり方、課・グループのあり方を住民の視線で検証し、組織機構の再編に取り組むとともに、その基本的視点から各課・各グループの業務内容を再検討し、統合あるいは分割するなどの再編に取り組む。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討 実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(3) 人事管理の見直し							
実施項目	1 定員管理の適正化							
取組内容	定員適正化計画の策定に取り組む。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(3) 人事管理の見直し							
実施項目	2 職員給与の適正化							
取組内容	現下の厳しい社会情勢に鑑み、給与の見直しと適正化を進める。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(3) 人事管理の見直し							
実施項目	3 特殊勤務手当の見直し							
取組内容	特殊勤務手当については、制度本来の趣旨を踏まえつつ、廃止を含めた見直しを図る。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(3) 人事管理の見直し							
実施項目	4 時間外勤務手当の縮減							
取組内容	事務事業の整理合理化、適切な人員配置、またフレキシブルな組織機構の再編により、時間外勤務手当の縮減を図る。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	1. 効果的かつ効率的な行政運営の確立							
推進項目	(3) 人事管理の見直し							
実施項目	5 給与等状況の公表							
取組内容	給与等の状況の公表に当たっては、数値化を図るなど、住民が理解しやすいような表現に心がけた工夫を積極的に取り組む。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(1) 経費の節減と合理化							
実施項目	1 特別会計繰出金の適正化							
取組内容	一般会計と特別会計間の経費の負担区分について、一般会計が負担すべき経費（総務省通知「繰出基準」）と特別会計が独立採算の原則により負担（経営）すべき経費を精査・検証し、より適正な会計間での負担区分のあり方を検討する。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討	実施	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(1) 経費の節減と合理化							
実施項目	2 地方公営企業の経営健全化							
取組内容	特定の目的のための経費を、特定の収入をもって充てるという原則に鑑み、歳入の確保に努めるとともに、経費の縮減、業務の効率化、受益者負担の見直し等により、計画的な経営健全化に引き続き取り組む。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				評価	評価	評価	評価
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(1) 経費の節減と合理化							
実施項目	3 補助金等の見直し							
取組内容	公益上の必要性や正当性に基づく全町統一的な補助事業の執行ができていないことから、交付基準等の策定を行い、行政の責任領域や経費負担のあり方、行政への効果等を精査の上、抜本的な見直しを図る。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(2) 自主財源の確保							
実施項目	2 受益者負担の適正化							
取組内容	使用料・手数料については、受益者負担の公平性確保の観点から、適正な使用料・手数料のあり方を検討し、新たな負担基準を策定する。なお、定期的に見直しをする。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	継続	継続	継続	継続		
	中期				継続	継続	継続	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(2) 自主財源の確保							
実施項目	4 公の施設の管理経費の縮減							
取組内容	公共施設の効率的な維持管理を図るため、具体的な維持管理計画を検討し、維持管理経費の縮減と施設の長寿命化、効率的な施設配置を図る。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討	実施	継続	継続	継続		
	中期				評価	評価	評価	評価
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(3) 財政運営の効率化							
実施項目	1 財政計画の策定							
取組内容	厳しい財政状況の中で、中長期的な視点にたつて将来に向けた健全な財政運営を行っていくための指針となる財政計画を策定し、計画的・効率的な財政運営に努める。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	検討実施	継続	継続	継続	継続		
	中期				調査検討	調査検討	実施	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(3) 財政運営の効率化							
実施項目	2 予算編成手法の見直し							
取組内容	従来の積み上げによる予算要求方式を検証する。さらには、各所属での予算見積りにおいて、所属としての明確な方針のもとに、施策の重点化や事務事業見直しが進められるような新たな予算編成手法の調査・検討を行う。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	試行	実施	継続	継続		
	中期				調査検討	調査検討	実施	継続
備考								

重点項目	2. 健全な財政運営の確立							
推進項目	(4) 公共工事のコスト削減							
実施項目	2 入札及び契約の透明性確保							
取組内容	入札及び契約に関する透明性の確保は公共事業の入札及び契約に関し不当行為の防止を図るとともに、住民に対してそれが適当に行われているかどうかを明らかにする上で必要不可欠であるので、公共事業における入札及び契約について、町ホームページ等の活用により広く公表する。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討	実施	継続	継続	継続		
	中期				評価	評価	評価	評価
備考								

重点項目	3. 開かれた行政と協働のまちづくり							
推進項目	(2) 町民参加システムの確立							
実施項目	3 パブリックコメント制度の導入							
取組内容	計画や条例等の原案を公表して、事前に町民から意見や情報提供を求める手続きである、パブリックコメント制度を導入する。							
担当課等	総務課 関係課							
年次計画	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	前期	調査検討 試行	実施	継続	継続	継続		
	中期				評価	評価	評価	評価
備考								

Ⅸ 集中改革プラン

平成 17 年 3 月 29 日に示された国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、次の 7 事項については、特に「集中改革プラン（平成 17～21 年度）」として平成 17 年度中の策定・公表が指示されています。

- ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）
- ⑤ 第三セクターの見直し
- ⑥ 経費節減等の財政効果
- ⑦ 地方公営企業

したがって、本実施計画においても、これらの事項について「集中改革プラン」としての項目を盛り込み策定します。

1. 事務事業の再編・整理、廃止・統合

(1) 事務事業の再編整理等の目標

- ① 17 年度から 21 年度までの 5 年間における再編・整理等の目標
 - ・ 18 年度までに、敬老会事業について内容を見直します。
 - ・ 18 年度までに、敬老祝金支給事業の縮減について検討します。
 - ・ 19 年度までに、子育て支援事業について見直します。
 - ・ 18 年度までに、組織の再編と体制づくりに取り組みます。
 - ・ 18 年度までに、各種団体について全体的な見直します。
 - ・ 20 年度までに、各種手続きの簡素化に取り組みます。
 - ・ 18 年度までに、補助金等について抜本的に見直します。
 - ・ 18 年度までに、各種審議会等について見直します。

(2) 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム

① 基本的考え方

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する町民ニーズに柔軟に対応するため、各種事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や、類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化を進めます。

② 行政評価システムの導入

町の政策・施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を共通の指標に基づき評価して、次の計画に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することにより、町政運営における行政資源の効果的な配分を図るとともに、評価結果を公表することにより、行政の透明性の向上を図り、町民参画の町政を推進します。なお、行政評価システムの導入については、実施計画において平成 20 年度の本格稼働を目指す取組内容となっています。

③ 外部の意見を取り入れる仕組

再編・整理等を行うにあたっては、庁内に設置してある「行財政改革推進本部検討部会」において調査・検討を行い、「行財政改革推進本部」の意思決定を経て、町民参加による諮問機関である「行財政改革推進委員会」の意見を聴取します。

④ 公表方法

町ホームページなどを通じてその状況を公表していきます。

2. 民間委託等の推進

(1) 公の施設についての取組

① 平成 16 年度末時点における

i 指定管理者制度導入済み施設数…1 施設

国見町デイサービスセンター

ii 業務委託実施済み施設数…0 施設

iii 全部直営施設数…16 施設

観月台公園、藤田保育所、上野台運動公園（5 施設：グラウンド、上野台体育館、プール、グリーンアリーナ 9 2 3、柏葉体育館）、町民運動場、大木戸ふれあいセンター、森江野町民センター（2 施設：集会所、体育館）、東部高齢者等活性化センター（2 施設：集会所、体育館）、小坂農村総合管理センター、観月台文化センター（2 施設：公民館、体育館）

② 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

直営施設については、施設の存続の必要性、行政の関与の必要性などを十分精査の上、管理運営のあり方を検討し、指定管理者制度の導入や個別業務についての業務委託など民間活力の積極的な活用を図っていきます。

(2) 公の施設以外の施設について

① 平成 16 年度末時点における

i 全部委託実施済み施設数…0 施設

ii 一部委託実施済み施設数…0 施設

iii 全部直営施設数…17 施設

② 平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

公の施設以外の施設については、施設の存続の必要性、行政の関与の必要性などを十分精査し、廃止や譲渡も含め管理運営のあり方を見直します。

(3) その他の事務について

No.	事務事業の種類	H16 年度末の状況	H17 年度～H21 年度までの取組目標
1	本庁舎清掃	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
2	本庁舎夜間警備	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
3	案内・受付	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
4	電話交換	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
5	公用車運転	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。(臨時職員対応)
6	し尿処理	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。(一部事務組合)
7	一般ごみ収集	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
8	学校給食	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。(一部臨時職員対応)
9	学校用務員事務	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。(臨時職員対応)
10	水道メータ検針	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
11	道路維持補修・清掃等	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。
12	在宅配食サービス	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
13	情報処理・庁内情報システム維持	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
14	ホームページ作成・運営	全部委託	引き続き、全部委託を継続します。
15	総務関係事務（給与・旅費・福利厚生等）	全部直営	引き続き、全部直営を継続します。

3. 定員管理の適正化

(1) 平成 11 年 4 月 1 日～平成 16 年 4 月 1 日までの純減実績

① 正職員数削減の取り組み（平成 11 年度から平成 16 年度まで）

年度	前年度 退職者数 a	採用者数 b	職員数		増減数 b - a
				うち公営企業	
平成 11 年	(1)	(4)	1 2 2	9	(3)
平成 12 年	7	3	1 1 8	9	△ 4
平成 13 年	3	3	1 1 8	9	0
平成 14 年	5	3	1 1 6	9	△ 2
平成 15 年	6	0	1 1 0	9	△ 6
平成 16 年	4	1	1 0 7	9	△ 3
合計	2 5	1 0	—	—	△ 1 5

※平成 11 年度を基準に比較を行っているので、() の数値は含めないで考えます。

(2) 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日までの定員管理の数値目標

① 数値目標の基本的考え方

今後 5 年間（平成 17 年度から平成 21 年度まで）の正職員の削減目標を 7 人として、約 6.5% の削減を目指すものとします。

② 数値目標の設定方法

今後、さらに厳しい財政状況下で行財政運営を強いられることが予想されますが、町民サービス・町政運営への影響を踏まえた上で、さらに地方分権及び権限移譲等に伴う業務量が増えると予想されることから、組織再編等による効率的な職員配置や事務事業の見直しを図り、定員の抑制に努めることとします。さらに、定年退職に伴う退職者数に対する新規採用者職員数を抑制し、職員数の削減を行う設定としました。

③ 正職員数削減の取り組み（平成 17 年度から平成 21 年度まで）

年度	前年度 退職者数 a	採用者数 b	職員数		増減数 b - a
				うち公営企業	
平成 16 年	(4)	(1)	1 0 7	9	(△ 3)
平成 17 年	3	3	1 0 7	9	0
平成 18 年	3	4	1 0 8	9	+ 1
平成 19 年	3	1	1 0 6	8	△ 2
平成 20 年	0	0	1 0 6	8	0
平成 21 年	7	3	1 0 2	8	△ 4
平成 22 年	4	2	1 0 0	8	△ 2
合計	2 0	1 3	—	—	△ 7

※平成 16 年度を基準に比較を行っているので、() の数値は含めないで考えます。

(3) 定員適正化計画の見直し状況

現在の国見町定員適正化計画（平成 14 年度から平成 18 年度まで）については、適正な定員管理を推進するため、組織機構の合理化等を進めるとともに、新たな行政需要にも耐えうる中長期的な視点に立った計画への早急な見直しを行います。

4. 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(1) 給与制度

① 高齢層職員昇給停止

i 平成 16 年度までの取り組み状況

57 歳昇給停止を実施してきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

国の給与制度に準じた取り組みとします。

② 不適正な昇給運用の是正

i 平成 16 年度までの取り組み状況

退職時の特別昇給については、20年以上勤続して定年退職する場合に1号給の特別昇給を実施してきました。

- ii 平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
退職時特別昇給については、廃止に向け取り組みます。
- ③ 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し
 - i 平成16年度までの取り組み状況
職員の給与に関する条例を定め、級別職務分類表に基づいて行ってきました。
 - ii 平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
「職務給の原則」に基づいた級別職務分類表の見直しも含め、役職に応じた給与体系を明確化していきます。
- ④ 退職手当の支給率の見直し
 - i 平成16年度までの取り組み状況
福島県市町村総合事務組合の「市町村職員の退職手当に関する条例」及び規則等に従って、支給を行ってきました。
 - ii 平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
今後も福島県市町村総合事務組合の条例・規則等に基づいて支給を行っていきます。
- ⑤ 諸手当の総点検の実施
 - i 平成16年度までの取り組み状況
特殊勤務手当については、急速な技術の進歩等による業務内容の変化、職務の困難性の軽減化等により本来の支給要件に照らし、その支給が妥当かどうかの再検討が必要になったことから、13年度において見直しを図りました。
時間外勤務手当については、前年度決算見込額の70%以内を限度に予算を編成しています。
 - ii 平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
特殊勤務手当については、制度本来の趣旨を踏まえつつ、廃止を含めた見直しを図ります。
時間外勤務手当については、事務事業の整理合理化、適切な人員配置、またフレキシブルな組織機構の再編により、縮減を図ります。

(2) 定員・給与の公表

- ①平成16年度までの取り組み状況
定員・給与等の状況については、毎年1回広報紙に掲載し町民に公表してきました。
- ②平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
平成17年4月1日施行の「国見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表しますが、数値化を図るなど、住民が理解しやすいような表現に心がけた工夫を積極的に取り組み、広報紙のほかインターネットホームページを利用して公表します。

5. 第三セクターの見直し

国見町には第三セクターとして設立されたものはありませんが、他市町村とともに構成団体となっている第三セクターについては、引き続き健全な運営に努められるよう構成団体と連携していきます。

6. 経費節減等の財政効果

(1) 歳入関係の財政効果

- ① 超過課税の実施、法定外税新設
 - i 平成16年度までの取り組み状況
超過課税は実施していません。また、法定外税の新設もしていません。
 - ii 平成17年度から平成21年度までの取り組み内容
超過課税については、近隣自治体との兼ね合いや財政状況により検討の対象とします。また、法定外税の新設については、何に着眼して税の対象とするか、また課税客体の把握事務も必要であることから、新設には十分な検討を行っていきます。
- ② 税の徴収対策
 - i 平成16年度までの取り組み状況

町県民税未申告者に対する申告相談や指導を実施し、また口座振替の促進を行うほか、催告書の発布、電話あるいは滞納者のもとに出向いて催告を行い、徴収率向上に努めてきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

町民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくりを推進するとともに、徴収方法等の工夫・改善に努め、滞納整理を強化して徴収率の向上を図ります。

③ 使用料・手数料の見直し

i 平成 16 年度までの取り組み状況

各種証明手数料などについては、近隣自治体との調整を図りながら金額の設定を行ってきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

受益者負担の公平性確保の観点から、適正な使用料・手数料のあり方を検討し、新たな負担基準を策定するとともに、定期的な見直しを実施します。

④ 未利用財産の売り払い等

i 平成 16 年度までの取り組み状況

普通財産の洗い出しにより、率先して未利用地の売却を行ってきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

町有財産（里道・水路等を含む）の有効活用を図るため、具体的な運用指針を策定し、未（低）利用財産の有効的な運用を図るとともに、処分可能な土地について積極的に払い下げを推進します。

(2) 歳出関係の財政効果

① 人件費削減

i 職員削減

ア 平成 16 年度までの取り組み状況

定員適正化計画に基づいて取り組むとともに、専任収入役を廃止しました。（平成 16 年 4 月から助役が兼掌）

イ 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

退職者 20 人、新規採用者数を 13 人として見込み、さらに課・グループの統廃合と併せた職員数の削減を図ります。

ii 給与等削減

ア 平成 16 年度までの取り組み状況

町長等特別職の給与を 5%削減しました。（平成 15 年 1 月から実施）

町長の給与を 30%削減しました。（平成 17 年 1 月から実施）

助役と教育長の給与を 15%削減しました。（平成 17 年 1 月から実施）

議員定数を 20 人から 18 人に削減しました。（平成 15 年 4 月から実施）

議員報酬を全議員一律 5%削減しました。（平成 15 年 1 月から実施）

イ 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

町長等特別職の給与の削減については、引き続き継続します。

② 組織の統廃合

i 平成 16 年度までの取り組み状況

平成 15 年 4 月に、係制を廃止しグループ制を導入しました。（現在試行中）

平成 15 年 4 月に、統合により 2 課を廃止しました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

定員管理の適正化を加味した上で、組織のあり方、課・グループのあり方を住民の視線で検証し、組織機構の再編に取り組むとともに、その基本的視点から各課・各グループの業務内容を再検討し、統合あるいは分割するなどの再編に取り組めます。

③ 民間委託による事務事業削減

i 平成 16 年度までの取り組み状況

必ずしも町が直接実施する必要のない事務事業については、民間委託を積極的に推進してきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

行政運営の効率化、住民サービスの維持向上、さらには地域雇用の拡大・地域経済の活性化

を図る観点からも、民間活力に期待すべき事務事業を抽出し、その適否を検討するとともに、適正な管理のものの行政責任を確保し、積極的かつ計画的に民間活力を導入します。

④ 施設等維持費の見直し

i 平成 16 年度までの取り組み状況

公共施設の管理については、サービスの向上と運営の効率化に留意し、民間委託を推進しながら、経費削減に努めてきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

公共施設の効率的な維持管理を図るため、具体的な維持管理計画を検討し、維持管理経費の縮減と施設の長寿命化、効率的な施設配置を図ります。

⑤ 補助金等の整理合理化

i 平成 16 年度までの取り組み状況

町単補助金については、その目的、効果等を再検討するとともに、団体運営補助については補助団体の自立を促進する観点から、前年度と比較して 5%のマイナスシーリングを設定していた。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

公益上の必要性や正当性に基づく全町統一的な補助事業の執行ができていないことから、交付基準等の策定を行い、行政の責任領域や経費負担のあり方、行政への効果等を精査の上、抜本的な見直しを図ります。

⑥ 投資的経費の見直し

i 平成 16 年度までの取り組み状況

事業の重点選別により実施してきました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

事業の重要性・緊急性等を総合的に勘案し、限られた財源の効果的・効率的な財政運営に努めるため、今後は事業費枠の設定内で実施していきます。

⑦ 内部管理経費の見直し

i 平成 16 年度までの取り組み状況

経常物件費については、予算編成時において 5%のマイナスシーリングを実施していました。

ii 平成 17 年度から平成 21 年度までの取り組み内容

経常経費の更なる節減を図るため、事務経費の中で大きな割合を占める、コピー代・光熱水費・電話代・郵便料金・加除式書籍等の事務経費節減について更なる節減を図ります。

7. 地方公営企業

(1) 水道事業

① 経営改革の推進

国見町の水道事業は、昭和 32 年 9 月に計画給水人口 5,000 人、1 日最大給水量 750m³とした簡易水道で認可を受け、昭和 34 年 12 月から給水を開始しています。その後、給水区域の拡張、給水人口・給水量の増加、水源の増設、摺上川ダムからの受水計画などにより、第 6 次にわたる変更認可を経て、施設の整備を進め、安全で良質な水道水の安定供給に努めながら現在に至っています。経営的には、極力経費の節減を図り、合理化・健全化に努め、水道料金も昭和 63 年 10 月の改定以来、据え置きとなっています。

しかし、景気の低迷や人口の減少などを要因として給水量・給水収益も減少傾向にあり、加えて平成 19 年 4 月には摺上川ダム（福島地方水道用水供給企業団）からの本格受水となることから、費用の増大も目前に控えて厳しい経営状況となるのは明らかです。そのため、平成 17 年度には水道事業の経営に関し審議するため、町水道事業経営審議会を設置しています。

施設整備については、第 6 次変更認可に基づく拡張事業として簡易水道の統合整備を含め平成 10 年度から広域化促進地域上水道施設整備事業を導入し、老朽管の布設替事業としては平成 14 年度から石綿セメント管更新事業を導入しており、両事業とも国庫補助事業で平成 28 年度完了予定として事業の再評価を実施しながら計画的・効率的な整備を進めています。

経営改革に向けた業務委託については、コスト比較や効果の有無を調査検討し、水道メーター検針業務を昭和 60 年度から、浄水場施設管理業務（土・日・祝祭日）を平成 7 年度から実施しています。

今後の民間委託等の推進としては、水源施設の維持管理、送配水施設の維持管理、漏水修繕工事の対応などについて平成 20 年度まで検討し、可能なものは平成 21 年度から実施します。

収益増加への取り組みとしては、料金収入の確保として滞納整理業務の推進、関係各課との連携強化を図るとともに、徴収業務の委託について平成 21 年度まで検討します。また、漏水防止による有収率の向上にも努めます。

② 定員管理・給与の適正化

町全体計画に含まれます。

③ 経費節減等の財政効果

給水人口の減少や節水に伴う有収水量の落ち込みにより、給水収益も減少していることから、常に経費節減を意識して経営にあたっていますが、経営規模も小さく、財政効果を生じることが簡単でない状況です。

また、平成 19 年 4 月からの本格受水による受水費の増大に対応するため、平成 18 年度には町水道事業経営審議会において平成 19 年度水道料金改定に向けた審議を進めることとなります。

施設整備に係る事業費については、事業の再評価を実施しながら、また、他の建設工事担当課との連携を図り、共同施工等によるコスト縮減に努めながら、効率的な執行とします。

(2) 下水道事業

① 経営改革の推進

国見町の下水道事業は、県の阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）の関連事業として、全体計画面積 251.1ha で、現在の事業認可区域面積 163.1ha に対して約 113ha が整備され、その整備率は 69%となっています。

厳しい町財政状況の中ではありますが、町事業との連携等でコスト縮減を図るとともに、整備区域の加入促進や収納率向上を図り、安定経営を進めています。

平成 17 年度以降の経営改革取組目標としては、下水道管渠工事のコスト縮減指標をもとに効率的整備に努めつつ、認可区域を見直し計画的に整備を図るとともに、適切な評価を行い事業の円滑なる整備促進を図ります。

② 定員管理・給与の適正化

町全体計画に含まれます。

③ 経費節減等の財政効果

平成 17 年度以降の経費節減等の取組目標としては、料金等の見直し検討や、加入促進を進めるとともに、収納率の向上対策を講じます。また、建設コストの縮減や、人件費縮減については、町全体計画に含めて実施します。

(3) 簡易水道事業

① 経営改革の推進

貝田簡易水道事業は、昭和 47 年 2 月に計画給水人口 700 人、1 人 1 日最大給水量 150 リットルとして認可を受け、昭和 48 年 1 月から給水を開始しています。その後、水源及び給水人口・給水量の変更認可を経て現在に至っています。

経営的には、極力経費の節減を図り、合理化・健全化に努め、水道料金も昭和 60 年 4 月の改定以来、据え置きとなっています。また、財政調整基金の効率的な運用に努めながら、その収入を運営経費に充て、不足分については基金を取り崩しながら経営しています。

現在は、平成 19 年 4 月の町水道事業への統合に向けて関係機関・関係団体との調整を進めています。

経営改革に向けた業務委託については、コスト比較や効果の有無を調査検討し、水道メーター検針業務及び施設点検業務を平成 4 年度から実施しています。

今後の民間委託等の推進及び収益増加への取り組みは、平成 19 年 4 月に町水道事業に統合することから、国見町水道事業のとおりとします。

② 定員管理・給与の適正化

町全体計画に含まれます。

③ 経費節減等の財政効果

漏水事故による経費負担が増加傾向にありますが、積極的に漏水防止による有収率の向上に努め、経費節減を図ります。また、今後の取り組みは、国見町水道事業のとおりとします。